

○学校法人金沢工業大学役員の報酬等に関する規則

(令和2年4月1日施行)

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、学校法人金沢工業大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第64条第1項の規定に基づき、役員の報酬等の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、寄附行為第5条第1項に規定する理事（理事長及び常務理事を含む。）及び監事をいう。
- (2) 常任理事とは、寄附行為第7条第2項に基づき選任された理事であって、寄附行為第14条第5項に規定する理事（理事長及び常務理事を除く。）のうち学校法人金沢工業大学（以下「本法人」という。）の非常勤の理事を除く理事をいう。教職員が常任理事となったときは、教職員としての身分は継続し、常任理事在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- (3) 非常勤理事とは、前号に規定する理事以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事とは、寄附行為第22条第2項に基づき選任された監事のうち、寄附行為第29条により選定され、本法人に常勤する監事をいう。
- (5) 非常勤監事とは、前号に規定する監事以外の監事をいう。
- (6) 報酬等とは、役員報酬、役員手当、役員賞与その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学校法人金沢工業大学給与規則（以下「給与規則」という。）及び退職金支給規則に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事 役員報酬、役員手当及び役員賞与
- (2) 常任理事 役員手当
- (3) 常勤監事 役員報酬
- (4) 非常勤理事及び非常勤監事 役員手当

(報酬等の額の算出方法)

第4条 役員報酬の額は、別表第1のとおりとし、各役員の号俸は、学校法人金沢工業大学寄附行為第20条第1項に基づき、理事会の委任を受け人事委員会において決定する。

- 2 役員手当の額は、別表第2に掲げる額を上限として、各役員に対する支給額は、寄附行為20条第1項に基づき、理事会の委任を受け、人事委員会において決定する。
- 3 新たに役員に就任した者には、就任の日から報酬等を支給する。
- 4 役員が退任（任期満了、辞任及び死亡の場合をいう。以下同じ。）し、又は解任された場合は、

退任又は解任の前日までの報酬等を支給する。

- 5 役員が月の中途において就任し、退任し、又は解任された場合の報酬等の額については、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、日割計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを10円に切り上げる。

(役員賞与の算出方法)

- 第5条** 役員賞与は、期末手当及び勤勉手当とし、役員報酬の月額を基礎額として、給与規則第29条及び第30条の規定に基づき算出した額とする。この場合において、第29条及び第30条中「在職」及び「勤務」とあるのは「在任」と、「教職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(報酬等の支給時期)

- 第6条** 報酬等の支給の時期は、次の各号の報酬等の区分に応じて、当該各号に定めるところとする。

- (1) 役員報酬及び役員手当 毎月25日。ただし、その日が土曜日、日曜日及び休日に当たるときは、それぞれ土曜日の前日、日曜日の前々日、休日の前日の土曜日、日曜日、休日以外の日

- (2) 役員賞与 毎年6月及び12月

(旅費等の支給)

- 第7条** 役員が職務執行のため出張した場合は、学校法人金沢工業大学旅費規則の定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

- 第8条** 本法人は、この規則を寄附行為第81条の規定に基づきこの規則を公表する。

(補則)

- 第9条** この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第10条** この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、学校法人金沢工業大学役員報酬等支給規程（昭和49年4月1日施行）は、廃止する。
- 2 この規則は、令和7年4月1日に改正施行し、同年7月1日から適用する。

別表第1 役員報酬（第4条第1項関係）

号俸	俸 給 月 額
1	500,000 円
2	575,000 円

3	650,000 円
4	725,000 円
5	800,000 円
6	875,000 円
7	950,000 円
8	1,025,000 円
9	1,100,000 円
10	1,175,000 円

別表第2 役員手当の上限（第4条第2項関係）

理事長 常務理事	月額 600,000 円
常任理事	月額 400,000 円
非常勤理事 非常勤監事	月額 300,000 円